

中小企業特別融資利子補給

- ▶ **制度の内容など** 中小企業の事業活動を支援するため、登別市中小企業特別融資制度の小口事業・団体事業（設立後3年未満の団体）・新分野進出支援の各資金を利用した方の借入金の利子（一部）を補給する制度です
- ▶ **利子補給の率**
 - 小口事業資金…年0.40%
 - 団体事業資金…年1.50%
 - 新分野進出支援資金…年0.70%

起業化支援事業補助

- ▶ **制度の内容など** 市内において、地域の資源や技術を活用した新たな地場製品の創出、新たな技術の事業化、新たなサービスの提供などを行う起業家の事業を支援する制度です
- ▶ **補助対象者** 市長が定める機関の評価を基に、市長が適当と認定した事業計画を市内で行う個人や中小企業者など
- ▶ **補助対象経費** 事務拠点開設費、商品化推進費、販路開拓費などのうち市長が必要かつ適当と認めるもの
- ▶ **補助率** 補助対象経費の2分の1以内
- ▶ **補助金の限度額** 300万円
- ▶ **補助対象期間** 2年以内

新産業創造活動事業補助

- ▶ **制度の内容など** 中小企業者などで組織する組合や団体などが、新技術・新製品・新サービスを創出するために行う研究・技術開発などの取り組みに必要な経費（一部）を補助する制度です
- ▶ **補助対象者**
 - ① 任意グループ（3者以上で組織し、構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者で構成）
 - ② 中小企業団体の組織に関する法律に定める中小企業団体
 - ③ 法令に定める公益法人
 - ④ 特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人
- ▶ **補助対象経費** 旅費、謝金、原材料費、機械設置・工具器具費、委託費などのうち市長が必要かつ適当と認めるもの
- ▶ **補助率** 補助事業に要する経費の2分の1以内
- ▶ **補助金の限度額** 30万円

ものづくり創出支援事業補助 ～(財)室蘭テクノセンター事業～

- ▶ **制度の内容など** (財)室蘭テクノセンターが行う『ものづくり創出支援事業』を市内中小企業者が活用した場合に、その経費を一部負担する制度です
- ▶ **ものづくり創出支援事業メニュー**
 - ① 新製品・新技術開発の芽育成支援事業
 - ② 商品化推進支援事業
 - ③ 新製品・新技術事業化支援事業
 - ④ 創業支援事業
 - ⑤ 市場開拓支援事業
 - ⑥ 技術・技能習得研修支援事業
 - ⑦ 資格取得支援事業
- ▶ **補助の申し込み・問い合わせ** (財)室蘭テクノセンター（☎⁴⁵1188）



問い合わせ 商工労政グループ（☎⁸⁵2171）